

こども誰でも通園制度の制度化、
本格実施に向けた検討会（第3回）

資料1

令和6年10月30日（水）

こどもまんなか
こども家庭庁

令和7年度の利用可能時間

試行的事業の状況

- 試行的事業においては、こども一人あたり「月10時間」を上限としているが、市町村によっては、独自に利用可能時間を設定している（40時間、160時間等）。
- 試行的事業における「月10時間」の上限時間は、本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすることに加え、
 - ・ こどもが、家族以外の人と関わる機会や、家庭とは異なる様々な経験を得られること、
 - ・ 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応に十分な配慮が必要であるものの、こどもにとって十分に効果が期待されることといった考え方も踏まえ設定したものの。

第2回検討会での主なご意見

- 全ての方に10時間ということはもちろん大事だが、こういう家庭に対してはここまでやったほうが良いのではないかという、ある意味、こどもの育ちに合わせて柔軟に選択できるような立てつけができれば良いのではないか。
- 月10時間では足りない。乳児の基本的な生活習慣の獲得を考えたときに、寝る、食べる、排泄をすることも含めて、しっかりと生活ができるためには最低4、5時間程度かかるのではないかということ踏まえて、利用時間をもう少し延長していただきたい。
- 誰でも通園制度の理念を起点として考えるとき、来年度の全国での本格運用に当たっては、可能な限り多くのこどもたちによる本制度の利用の実現を最優先に考えて、まずは幅広い利用者を視野に入れた上限10時間で開始することが適切であると考えている。

対応の方向性（案）

- こども誰でも通園制度を法律上の制度とするにあたり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点から、全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がない※ことや、保育人材の確保が課題となっている現状を踏まえ、引き続き、「月10時間」を補助基準上の上限としてはどうか。ただし、各市町村において、それぞれの実情に応じて、補助の対象となる「月10時間」を超えて、こども誰でも通園制度を実施することは妨げないこととする。

（※）令和6年4月1日時点の定員充足率は88.8%（対前年▲0.3%）と令和5年4月1日から横ばい。

- その上で、令和8年度の給付化に向け、令和7年度における事業の実施状況や、全国的な提供体制の確保の進捗状況等も踏まえ、利用可能時間の在り方について検討することとしてはどうか。